

議案第十九号

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

港区立生涯学習館条例（昭和五十一年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区南青山四丁目十八番十七号」を「東京都港区南青山四丁目十九番七号」に改める。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

生涯学習館の位置を変更するため、本案を提出いたします。